

京都市告示第 315 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年9月2日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂山端線	北区上賀茂深泥池町8番地地先から 同町22番地の1地先まで	旧	メートル 18.60	5.00 ~メートル 5.05
		新	18.60	5.02 ~ 6.00

(建設局道路部道路明示課)